

## 洗浄員（非常勤）の募集について

大阪検疫所では、洗浄員（非常勤）を次のとおり募集します。

### 1 採用内容

職種：洗浄員（非常勤職員）

募集人員：1名

任期期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

業務内容：検査用器具等の洗浄作業及び雑務業務

### 2 勤務条件及び給与等

勤務地：大阪市港区築港4丁目10-3（大阪港湾合同庁舎5階）  
大阪検疫所検査課

勤務時間等：13:00～17:00

※勤務日は原則月曜日～金曜日（週5日）

給与：時給1,413円～1,702円（経験年数に応じて調整）

その他の手当等は、「一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項に規定する非常勤職員の給与について」に基づき支給

※雇用期間中に一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則が改正された場合、時給を変更する場合があります。

保険等：雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合（短期給付））、厚生年金保険

休暇：年次休暇10日（6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合、7月目から使用可。再雇用時に繰越可。）

※その他、事情に応じた有給・無給の休暇があります。

### 3 応募資格

- ・高校卒業以上
- ・日本国籍を有すること
- ・国家公務員法第38条の欠格条項に該当しないこと
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）でないこと

### 4 選考及び応募方法

選考方法：書類選考、人物（面接）試験

応募方法：下記の問合せ先に電話連絡のうえ、次の書類を送付してください。

- ・履歴書（写真貼付、志望動機記載）

応募期限：令和8年1月22日（木）必着

ただし応募者多数の場合、締切を繰り上げる場合があります。

※書類選考（書類審査）合格者には面接日時等を電話連絡の上、人物（面接）試験を行います。なお、書類選考で不合格となった方には、応募書類を返却します。

5 問合せ先

〒552-0021

大阪市港区築港4丁目10-3（大阪港湾合同庁舎5階）

大阪検疫所総務課 江端、小松

電話番号 06(6571)3521